○厚生労働省令第二十八号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、厚生労働省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月二十六日

厚生労働大臣　根本　匠

厚生労働省定員規則の一部を改正する省令

厚生労働省定員規則（平成十三年厚生労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（本省及び中央労働委員会の定員） **第一条**　厚生労働省の本省及び中央労働委員会の定員は、次の表のとおりとする。	（本省及び中央労働委員会の定員） **第一条**　厚生労働省の本省及び中央労働委員会の定員は、次の表のとおりとする。
区分 / 定員 / 備考 本省 / 三一、七四八人 / （略） （略） / （略） / （略） 合計 / 三一、八四八人 /	区分 / 定員 / 備考 本省 / 三一、七二〇人 / （略） （略） / （略） / （略） 合計 / 三一、八二〇人 /

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第十九号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、農林水産省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月二十六日

農林水産大臣　吉川　貴盛

農林水産省定員規則の一部を改正する省令

農林水産省定員規則（平成十三年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（本省及び各外局別の定員） **第一条**　農林水産省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。	（本省及び各外局別の定員） **第一条**　農林水産省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。
区分 / 定員 / 備考 本省 / 一五、〇七七人 / 林野庁 / 四、七五三人 / 水産庁 / 九三七人 / 合計 / 二〇、七六七人 /	区分 / 定員 / 備考 本省 / 一五、〇六一人 / 林野庁 / 四、七五三人 / 水産庁 / 九三三人 / 合計 / 二〇、七四七人 /

附　則

この省令は、令和元年七月二十六日から施行する。